



浄化槽汚れていませんか？

10月1日は浄化槽の日

問い合わせ 下水道総務課 ☎239-1038 FAX239-1037

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

保守点検 県に登録されていて、浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に、汚泥(微生物)の管理、機器の点検、消毒剤の補充などをしてもらいましょう。(家庭用では、年3~4回以上)

清掃 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に、槽内部にたまった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄、掃除などをしてもらいましょう。(年1回、全ばっ気方式は6カ月に1回以上)

法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年1回、県の指定検査機関である三重県水質検査センターの検査を受けることが義務付けられています。

浄化槽の正しい使い方

- 台所から天ぷら油などを流さない
- トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない
- 送風機(ブロー)の電源は切らない

合併処理浄化槽の設置を

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。すでに設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換の努力義務が法律で定められています。合併処理浄化槽を設置する人には補助金を交付していますので、補助条件など詳しくは、津市ホームページをご覧ください。下水道総務課または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。



気の合う仲間といきいき充実ライフ

老人クラブに入会しませんか？

問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 FAX229-3334

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、現在市内には約230クラブがあり、約2万人の会員が知識や経験を生かして、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上のために活動しています。

各地域の老人クラブでは、それぞれの地域に応

じて創意工夫し、仲間と共に楽しみながら、さまざまな活動を行っています。お住まいの地域の老人クラブではどのような活動をしているのかなど、興味のある人は、高齢福祉課または近くの老人クラブへお問い合わせください。

皆さんの力で、地域を盛り上げていきましょう！



老人クラブの活動

生活を豊かにする活動

健康づくりや介護予防のためのスポーツなど



地域を豊かにする社会活動

子どもたちとの世代交流や地域の文化・伝統芸能・手工芸などの伝承



環境・リサイクル活動

公園の環境整備や植林、栽培など



レクリエーション・サークル活動

趣味・文化・芸能など



安心安全な地域づくりのための見守りやパトロール